

# 公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備

全国

- 国立大学法人において認められている認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者に対する出資について、公立大学法人においても可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（うち地方独立行政法人法及び産業競争力強化法の一部改正）が2025年5月に成立し、公布された。

## 規制改革の内容

### 現 行

- ・国立大学法人は、国立大学法人法等の改正により、ベンチャーキャピタル(VC)や大学発ベンチャー等への出資が可能である。
- ・一方、公立大学法人は、これらへの出資ができない。

### 措 置

- ・公立大学法人の出資範囲を、地方独立行政法人法等の改正により、一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている大学発ベンチャーへの出資（指定国立大学研究成果活用事業者への出資）を除き、国立大学法人と同水準に拡大する。

### 効 果

- ・各地域の大学におけるスタートアップ創出の加速・研究成果の社会還元に寄与する。

## 規制改革事項の概要

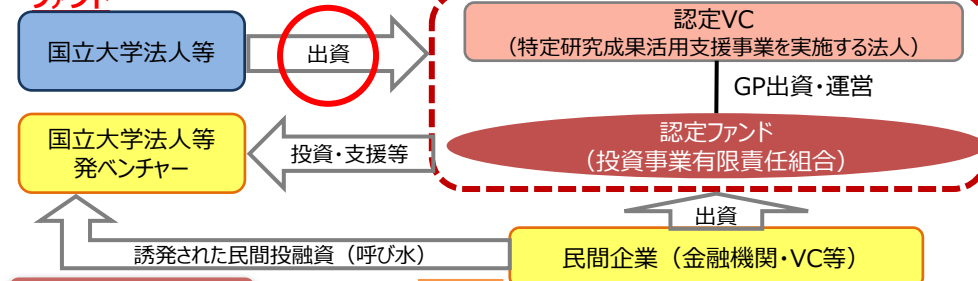
### 現 行

### 出資範囲の違い

|      | 成果活用促進事業者<br>研究所・OI機構等 | 特定大学技術移転事業者<br>承認TLO | 認定特定研究成果活用支援事業者<br>認定VC等 | 特定研究成果活用事業者<br>コンサル等 | 指定国立大学研究成果活用事業者<br>大学発ベンチャー | 教育研究施設管理等事業者 |
|------|------------------------|----------------------|--------------------------|----------------------|-----------------------------|--------------|
| 国立大学 | ○                      | ○                    | ○                        | ○                    | △                           | ○            |
| 公立大学 | ○                      | ○                    | ×                        | ×                    | ×                           | ×            |

○：出資可 △：指定国立大学法人のみ出資可 ×：出資不可

○認定特定研究成果活用支援事業者：大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



### 措 置

- ・公立大学法人の出資範囲を、指定国立大学研究成果活用事業者への出資を除き、国立大学法人と同水準に拡大する。
- ・指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、指定国立大学法人における今後の実績を踏まえ、公立大学法人への拡大を検討する。